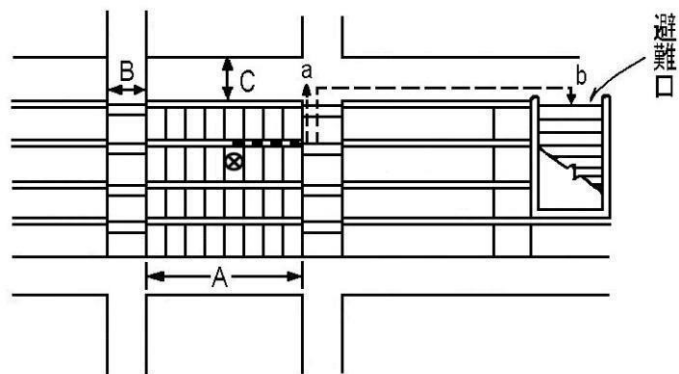


第 35 条 劇場等の屋外の客席は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 椅子は、床に固定すること。
- (2) 椅子背の間隔は、75 センチメートル以上とし、座席の幅は、40 センチメートル以上とすること。ただし、椅子背がなく、かつ、椅子座が固定している場合にあつては、椅子背の間隔を 70 センチメートル以上とすることができる。
- (3) 立見席には、奥行 3 メートル以下ごとに、高さ 1.1 メートル以上の手すりを設けること。
- (4) 客席の避難通路は、次によること。
 - ア 椅子席を設ける客席の部分には、横に並んだ椅子席 10 席（椅子背がなく、かつ、椅子座が固定している場合にあつては、20 席）以下ごとに、その両側に幅 80 センチメートル以上の通路を保有すること。ただし、5 席（椅子背がなく、かつ、椅子座が固定している場合にあつては、10 席）以下ごとに通路を保有する場合にあつては、片側のみとすることができる。
 - イ 椅子席を設ける客席の部分には、幅 1 メートル以上の通路を、各座席から歩行距離 15 メートル以下でその 1 に達し、かつ、歩行距離 40 メートル以下で避難口に達するように保有すること。
 - ウ まず席を設ける客席の部分には、幅 50 センチメートル以上の通路を、各ますがその 1 に接するように保有すること。
 - エ まず席を設ける客席の部分には、幅 1 メートル以上の通路を、各まずから歩行距離 10 メートル以内でその 1 に達するように保有すること。

【解釈及び運用】

- 1 本条は、劇場等の屋外の客席に関し、避難管理上必要な椅子の固定化、椅子背の間隔及び座席の幅、立見席における手すりの設置並びに避難通路の保有について規定したものである。
- 2 陸上競技場、各種の屋外球技場、屋外プール、競馬場及び屋外音楽堂などの屋外の客席は、屋内の客席に比して、火災により生じる火煙が充満する度合いは少なく、かつ、場外への避難も比較的容易であり、また、観客の心理的動揺の度合いも少ないのが通常であるので、総体的に避難管理がより容易であるといえることができる。この点に着目して、本条による劇場等の屋外の客席に対する規制は、前条の基準を若干緩和した形となっているのである。
- 3 第 2 号の「椅子背がなく、かつ、椅子座が固定している場合」とは、例えば、背もたれの無い長椅子のような形のものを指す。
- 4 屋外の客席については、屋内の客席の場合と異なり、立見席の位置又は規模に関する規制はなされていないので、その一部分に過大な観客の密集を避けるために、第 3 号は、奥行き 3 m 以下ごとに手すりを設けることを規定した。
- 5 第 4 号アの通路は、屋内の客席における縦通路に、同号イの通路は、屋内の客席における横通路に、それぞれ相当するものであるが、イの通路の方向は、舞台等に面し横方向であることを要しない。また、歩行距離 40m の起算点は、各座席であつて、各座席から当該通路に達した地点ではない。（図参照）



A	10 席（椅子背がなく、かつ、椅子座が固定している場合にあつては、20 席）以下
B	80 cm
C	1 m
a	各座席から歩行距離 15m以下
b	各座席から歩行距離 40m以下

図 いす席を設ける客席の構造例

- 6 【解釈及び運用】 5 と関連して、第 4 号アの通路とイの通路（椅子席の場合）及びウの通路とエの通路（ます席の場合）は、それぞれ、双方の要件を満足する限り、共用しても差し支えないものと解する。